第五十五条の三の四を第五十五条の三の五とし、第五十五条の三の三を第五十五条の三の四とし、第五十五条の三の二の次に次の一条を加える。

（非常災害の場合における国土交通大臣による港湾施設の管理等）

第五十五条の三の三　国土交通大臣は、非常災害が発生した場合において、当該非常災害の発生によりその機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある港湾の港湾管理者から要請があり、かつ、物資の輸送の状況、当該港湾管理者における業務の実施体制その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該港湾管理者の管理する港湾施設の管理の全部又は一部を、期間を定めて、自ら行うことができる。この場合においては、第五十四条第一項及び第五十四条の二第一項の規定は、適用しない。

2　国土交通大臣は、前項の規定により港湾施設の管理を開始したときは、遅滞なく、当該港湾施設を管理する期間その他国土交通省令で定める事項を告示しなければならない。

3　国土交通大臣は、第一項の規定により港湾施設の管理を自ら行う場合において、同項の港湾管理者から要請があり、かつ、物資の輸送の状況、当該港湾管理者における業務の実施体制その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該管理の内容又は期間を変更するものとする。

4　国土交通大臣は、前項の規定により第二項の規定による告示をした事項に変更があつたときは、遅滞なく、変更に係る事項を告示しなければならない。

5　第五十五条の三の規定は、第一項の規定により国土交通大臣が港湾施設の管理を行う場合について準用する。

第五十五条の四第一項中「第五十五条の三第一項」の下に「（第五十五条の三の三第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「第五十五条の三の三」を「第五十五条の三の四」に改める。

第五十六条の四第一項第一号イ中「第五十五条の三の四第一項」を「第五十五条の三の五第一項」に改め、同項第二号及び第三号中「第五十五条の三の四第二項」を「第五十五条の三の五第二項」に改める。

第五十六条の五第一項中「第五十五条の三の四第二項」を「第五十五条の三の五第二項」に改める。

第六十三条第四項第一号中「第五十五条の三の四第二項」を「第五十五条の三の五第二項」に改め、同項第二号中「第五十五条の三の四第一項」を「第五十五条の三の五第一項」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第三十八条の二第八項、第五十六条の三第二項又は第五十六条の四第一項の規定による処分に違反した者

二　第五十条の二十一において準用する第四十五条第二項の規定による書面の提出をしないで、又は提出した書面に記載された料率によらないで、料金を収受した者

三　第五十条の二十一において準用する第四十五条第三項の規定による命令に違反して、料金を収受した者

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令への委任）

2　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

3　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の港湾法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○財務省令第四十五号

たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月九日

財務大臣　麻生　太郎

たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令

たばこ事業法施行規則（昭和六十年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　雑則（第三十六条・第三十七条）」を「第六章　雑則（第三十六条―第三十八条）」に改める。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（添付書類の原本の還付請求）

第三十八条　申請又は届出をした者は、別紙様式第三十三号による原本還付申請書によって、当該申請書又は届出書の添付書類の原本（以下「当該原本」という。）の還付を請求することができる。ただし、当該申請又は届出のためにのみ作成された書類であって財務大臣が定めるものについては、この限りでない。

2　第一項の規定による請求があった場合には、申請又は届出を受けた財務局長若しくは福岡財務支局長又は税関長は、当該原本の写しを作成した上で、当該原本を還付しなければならない。

3　前項の規定により作成された写しは、申請書又は届出書の添付書類として扱うものとする。

4　第二項の規定にかかわらず、申請又は届出を受けた財務局長若しくは福岡財務支局長又は税関長は、偽造された書類その他の不正な申請又は届出のために用いられた疑いがある書類については、これを還付することができない。

5　第二項の規定による原本の還付は、第一項の規定により原本の還付を請求する者の申出により、原本を送付する方法によることができる。この場合においては、当該者は、送付先の住所をも申し出なければならない。

6　前項の場合における書類の送付は、同項の住所に宛てて、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者（以下「信書便事業者」と総称する。）による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務であって当該信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによってするものとする。

7　前項の送付に要する費用は、郵便により送付する場合にあっては郵便切手で、信書便により送付する場合にあっては、当該信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票を提出する方法で納付しなければならない。

附　則

この省令は、平成二十九年七月一日から施行する。

別紙様式第33号（第38条第1項関係）　（日本工業規格A4）

殿

年　月　日

申請者　住　所　（郵便番号　―　）

商号又は名称　電話番号（　）　―

氏　名